



みなみの風

南の風はあたたかい

Minami Lounge Information

Vol.4
2011年12月

新しい年、新しい希望

外国人登録から住民登録に

改正住基法の施行に向けて、現在我が国に在留する外国人について、現行制度からの円滑な移行を図るため、次のような移行措置を設けています。

- (1) 施行前の一定時点(以下「基準日」という。)において、仮住民票を作成することとしています。この仮住民票は、本人への通知等により施行日までに記載の修正等を行い、施行日に住民票に移行することとなります。(2) 仮住民票が作成されず、施行日に住民票が作成されなかった外国人住民については、施行日後14日以内に届出をしなければならないこととなっております。(3) 一方、改正住基法施行後は、日本人と同様に、転出地の市町村長に転出届をして転出証明書の交付を受けた後、転入先の市町村長に転入届をすることになります。



外国語や外国文化を 教えてみませんか

自分の国の文化や言語を日本人に知ってもらうためのボランティアをしてみませんか。

南区の多文化共生・生涯学習に役立ちたい人が登録する「街の先生」事業があります。

登録していただきますと、いろいろな施設や学校からの問い合わせなどに対して、ご紹介することができます。

登録の前提は、①非営利でボランティアとして活動すること。②自分自身に管理責任を持てる20歳以上であること。③簡単な日本語でコミュニケーションが取れること。

地域社会に溶け込むきっかけになるように、私たちもサポートしますので、是非一度ご相談ください。

日本の義務教育と入学準備

～横浜市立小中学校へ入学する予定のある方へ



日本では子どもが満6才になると、その年の4月に小学校に入らなければいけません。保護者は子どもを学校に行かせ、政府は学費を負担する。外国人の場合も、日本人と同じように公立学校に入れますが、保護者の申出が必要になります。

この時期になると、区役所から外国人登録されている当該児童の保護者にお知らせが届きます。自宅付近の市立小学校へ案内します。入学前に子どもの健康診断も必要になりますので、お知らせをもらったら、保護者の方は必ず手続きをしてください。

それから、小中学校へ入学するまでに、各学校では説明会を行います。入学の準備や必要な手続きなど細かく説明しますので、お子さんが入学してから困らないためにもぜひ参加してください。

公立学校の場合は、教科書など無料で配布しますので、入学の人数など事前に把握する必要があります。それ以外でも、学校側は外国から来た児童生徒を受け入れるために、いろいろ配慮や準備が必要です。早めに学校にご連絡するように、是非ご協力をお願いします。

子どもの教育にお困りのときは、ラウンジにご相談ください。電話:232-9544

みんなの「わっ」フェスタのご報告



去る11月26日、第1回ラウンジ祭り=みんなの「わっ」フェスタが行われ、来場者数600人超の大盛況のうち終了しました。今回のフェスタは「多文化的な市民活動」というコンセプトで、日本人も外国人も自分自身をPRし、誰もが暮らしやすい地域づくりに貢献できればと期待が膨らませました。

①富士見中学校の有志による韓国朝鮮伝統打楽器の演奏から幕開け。



③中央アジアの国ウズベク
ダンスは躍動感いっぱい



⑤南区で日本語を勉強している外国人によるスピーチは初の試み。緊張

←⑥殺陣剣術はカッコ良かった ↓



④どんなお茶かな？
台湾茶の作法もある



⑦太極拳は健康にいい



⑧ボランティアによるお話し会 ↑



⑨街の先生たちは自分の特技を地域の皆に知ってもらうチャンス



←日本の歌を生演奏で合唱



⑩民族衣装で自分の国の文化を紹介

みなみの風(多言語情報紙)

発行：みなみ市民活動・多文化共生ラウンジ

(略称：みなみラウンジ)

〒232-0024 南区浦舟町3丁目46番地 浦舟複合福祉施設10階

TEL 232-9544(日本語) 242-0888(外国語) FAX 242-0897

相談時間：午前9時～午後5時

休館日：第3月曜日 および年末年始(12月29日～1月3日)

